

マイナンバー制度に関する申し入れ窓口で回答 情報漏洩は絶対に起こさない厳正な管理を！

9月24日、マイナンバー制度に関する申し入れ（「申第7号」）について、幹事間で回答がありました。

マイナンバーは、政府が住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するため、「マイナンバー（社会保障・税番号）制度」を導入するとしています。このマイナンバー制度により、10月以降、国から国民に対して「マイナンバー（個人番号）」が通知され、来年1月1日から社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になるとされています。

会社においても組合員の社会保障や税制の手続きについて、組合員からマイナンバーを収集し、各手続きで行政機関等へ提供することになります。しかしこのマイナンバーは、重要な個人情報となることは言うまでもなく、政府も情報漏洩や不正使用を防止するため厳正な取り扱いと管理を求めています。

J R 東海労はマイナンバー制度の導入にあたり、会社の考え方を明らかにすることと、マイナンバーの収集方法、管理方法、提供先について厳正な取り扱いを行うことを求めてきました。また、会社として組合員への周知を図ると共に、マイナンバー制度の導入についての条項を基本協約に明文化するべきだと申し入れました。しかし、会社は、回答で「法律に則り対応をする」としたものの、「マイナンバーに関する規程は作成するが、基本協約へ明文化する考えはない」と回答しました。マイナンバーは組合員の個人情報であり、一步間違えれば組合員が大きな損害を被ることとなることから、労使の約束事として文書で協約に盛り込むべきです。

以下「申し入れ」と会社回答です。

1. マイナンバー制度に対する会社の基本方針を明らかにすること。

【回答】

法律に基づいて、マイナンバー制度は10月より施行される。10月に、全国民に対して市区町村から個人番号の配布が開始される。

2. 組合員へのマイナンバー制度に関する教育、周知方法を明らかにすること。

【回答】

社員に制度の主旨、会社がなぜ番号を必要とするのか、利用目的について周知する。

3. 組合員からマイナンバーを収集する方法を具体的に明らかにすること。

【回答】

会社は9月中に一度、連絡文書を関係箇所に落とす。「連絡カードを保管しておいてください」を周知する。

4. ジェイアール健康保険組合に対する組合員のマイナンバーの提示方法を具体的に明らかにすること。

【回答】

ジェイアール健保に対する組合員のマイナンバーの提示方法は調整中。

5. 会社が組合員のマイナンバーを提供する具体例と行政機関等を明らかにすること。

【回答】

会社が組合員のマイナンバーを提供する行政機関は、ハローワーク、税務署、健保、年金事務所。

6. マイナンバーは重要な個人情報であり厳格な管理が求められるが、会社として情報漏洩や不正使用を防止するため、組織的、人的、物理的、技術的な個人情報の管理方法について明らかにすること。具体的には個人情報を管理する部署、担当者、管理方法等を明らかにすること。

【回答】

会社は法律の動きに則って対応を行う。

7. マイナンバー等の個人情報は会社が管理するべきと考えるが、外部へ委託する考えがあるのか明らかにすること。

【回答】

マイナンバーの管理については、専門のシステムを作る。限定された部署と限定された人間により管理する。データベースの作成については委託する。

8. 労働基準法第24条に定める賃金からの組合費の引去りについて、組合から会社に対して組合員のマイナンバーを提出する必要があるのか明らかにすること。

【回答】

24の引き去りについてはマイナンバーを提出する必要はない。

9. マイナンバー制度導入に伴う条項を基本協約に明文化すること。

【回答】

マイナンバーに関する規程は作成するが、基本協約へ明文化する考えはない。

以 上